

厚生関連資料

今月の資料 (国法律, 閣政省令, 告示, 通知, 事務連絡, その他)

告	厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部改正 (12/27 告示 204, 1/31 告示 31) …	p.137
通	「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について (保医発 1227-1) …	p.138
通	検査料の点数の取扱い (保医発 1227-3) …	p.138
事	「『診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について』等の一部改正』の一部訂正について (12/27 保険局医療課事務連絡) …	p.138
告通	療担規則等に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正等／使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部改正等 (1/21 告示 12, 保医発 0121-1) …	p.138
	* * *	
通	応招義務をはじめとした診察治療の求めに対する適切な対応の在り方等について (医政発 1225-4) …	p.139
通	保険医療機関等において本人確認を実施する場合の方法について (保保発 0110-1 等) …	p.141
事	「保険医療機関等において本人確認を実施する場合の方法について」に関する留意点について (1/10 保険局医療課事務連絡) …	p.141
通	公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について (医政発 0117-4) …	p.144

* 本欄で示す “p.00/p.00” は、原則 “診療点数早見表 2018 年 4 月版/2019 年 4 月増補版” ページ数です。



告

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部改正

令和 1 年 12 月 27 日
告示第 204 号
令和 2 年 1 月 31 日
告示第 31 号

【解説】先進医療及び患者申出療養の施設基準の通則等が更新されました。告示第 204 号については 1 月 1 日から、告示第 31 号については 2 月 1 日からの適用です。

告示第 204 号 (令和 1 年 12 月 27 日)

(p.1556 右段下から 22 行目/p.1570 右段下から 10 行目の次に挿入)

74 ボツリヌス毒素の膀胱内局所注入療法 [神経因性排尿筋過活動による膀胱機能障害 (5 歳以上 18 歳未満の患者に係るものに限る)]

告示第 31 号 (令和 2 年 1 月 31 日)

第 2 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療

(p.1548 右段下から 27 行目～p.1549 左段 13 行目/p.1562 左段下から 30 行目～右段 10 行目を訂正)

3 削除 (骨髄細胞移植による血管新生療法)

(p.1550 左段下から 7 行目～右段 27 行目/p.1563 右段下から 8 行目～p.1564 左段 26 行目を訂正)

10 末梢血単核球移植による血管再生治療イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

② 循環器専門医 (一般社団法人日本循環器学会が認定したものをいう) 又は

心臓血管外科専門医 (特定非営利活動法人日本胸部外科学会、特定非営利活動法人日本血管外科学会又は特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会が認定したものをいう) である。

③・④ (略)

(2) 保険医療機関に係る基準

①・② (略)

③ 輸血を実施する部門が設置され、常勤の医師が配置されている。

④～⑫ (略)

⑬ 届出後 [地方厚生局長等が届出を受理した日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下「届出月」という) 以降をいう。以下同じ] から起算して 6 月が経過するまでの間又は届出後当該療養を 5 例実施するまでの間は、1 月に 1 回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告する。

(p.1550 右段下から 13 行目～p.1551 左段 31 行目/p.1564 左段下から 14 行目～右段 30 行目を訂正)

12 削除 (樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法)

(p.1551 左段 32 行目～下から 4 行目/p.1564 右段 31 行目～下から 5 行目を訂正)

13 自己腫瘍・組織及び樹状細胞を用いた活性化自己リンパ球移入療法

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

② 血液専門医 (一般社団法人日本血液学会が認定したものをいう。以下同じ)、消化器病専門医 (一般財団法人日本消化器病学会が認定したものをいう)、呼吸器専門医 (一般社団法人日本呼吸器学会が認定したものをいう)、呼吸器外科専門医 (特定非営利活動法人日本胸部外科学会又は特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会が認定したものをいう) 又は消化器外科専門医 (一般社団法人日本消化器外科学会が認定したものをいう) である。

③・④ (略)

(2) (略)

第 3 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

(p.1556 右段下から 22 行目/p.1570 右段下から 10 行目の次に挿入)

75 イマチニブ経口投与及びベムプロリズマブ静脈内投与の併用療法 [進行期悪性黒色腫 (KIT 遺伝子変異を有するものであって、従来の治療法に抵抗性を有するものに限る)]

76 偽腔拡大に対する血管内治療 [大動脈解離 (術後に偽腔が拡大したものに限り)]

通

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

令和1年12月27日
保医発1227第1号

【解説】特定保険医療材料の定義についての一部が改正されました。2月1日からの適用です。

(p.876 右段 1～10 行目 / p.890 右段 1～10 行目, 下線部訂正)

→人工関節用材料の定義

【機能区分の定義】

①～⑦ (略)

⑧ 脛骨側材料・全置換用材料(直接固定型)・特殊型: 次のいずれにも該当すること。

ア～ウ (略)

エ 骨との固定力を強化するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されている。

i (略)

ii ポーラス状の純チタン又はチタン合金による表面加工

⑨～⑮ (略)

(p.902 左段 17～21 行目 / p.916 左段 8～12 行目, 下線部訂正)

→心臓手術用カテーテルの定義

(1)～(3) (略)

(4) 冠動脈用ステントセット

【定義】次のいずれにも該当すること。

ア 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(7)内臓機能代用器」であって、一般的名称が「心血管用ステント」、「冠動脈ステント」、「冠動脈用ステントグラフト」、「吸収性冠動脈ステント」又は「マウス抗体使用冠動脈ステント」である。

イ (略)

(5)～(7) (略)

(p.906 右段下から 34～24 行目 / p.920 右段 31～41 行目, 下線部訂正)

→血管内手術用カテーテルの定義

(1)～(2) (略)

(2) 脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステムの定義: 次のいずれにも該当すること。

① (略)

② ワイドネック型の頭蓋内動脈瘤(破裂急性期を除く)の親動脈に留置することで、動脈瘤内への血流を遮断し瘤内の血栓形成を促すと同時に、動脈瘤ネック部に新生内膜形成を誘引して動脈瘤の破裂リスクを低減させるフローダイバーターシステム(デリバリーシステムを含む)である。

通

検査料の点数の取扱い

令和1年12月27日
保医発1227第3号

【解説】平成30年3月5日付け保医発0305第1号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」が一部改正されました。1月1日からの適用です。

(p.396 左段 8 行目 / p.402 右段下から 15 行目の次に挿入)

→ JAK2 遺伝子検査

ア JAK2 遺伝子検査は、D006-6 免疫関連遺伝子再構成の所定点数を準用して算定する。

イ 本検査は、骨髓液又は末梢血を検体とし、アレレル特異的定量 PCR 法により、真性赤血球増加症、本態性血小板血症及び原発性骨髓線維症の診断補助を目的として、JAK2V617F 遺伝子変異割合を測

定した場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。

ウ 本検査、D004-2 悪性腫瘍組織検査「1」の悪性腫瘍遺伝子検査、D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査又は D006-6 免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。(令1保医発1227・3)

事

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正の一部訂正について

令和1年12月27日
保険局医療課事務連絡

【解説】令和元年11月29日付け保医発1129第1号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正」の一部訂正が出されました。

(p.721 左段 3～7 行目 / p.731 右段 24～28 行目, (2019年12月号 p.84 で最終訂正), 下線部訂正)

→下肢静脈瘤血管内焼灼術

(1) 所定の研修を修了した医師が実施した場合に限り算定し、一側につき1回に限り算定する。なお、当該手技に伴って実施される画像診断及び検査の費用は所定点数に含まれる。

(2) 血液逆流を伴う伏在静脈本幹に接着材

を注入し血管を閉塞した場合は、所定の研修を修了した医師が実施した場合に限り、本区分の所定点数を準用して算定する。なお、当該手技に伴って実施される画像診断及び検査の費用は所定点数に含まれる。

(平30保医発0305・1, 令1保医発1129・1, 令1.12.27事務連絡)

告 通

療担規則等に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正等 / 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等

令和2年1月21日
告示第12号
保医発0121第1号

【解説】1月22日から適用される使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正に伴い、告示第12号と保医発0121第1号が発出され、関係通知が改正されました。

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正(告示第12号)

(p.1521 右段最下行 / p.1536 左段最下行)

(本誌2019年12月号 p.81 で最終訂正), 下線部を訂正)

第10 厚生労働大臣が定める注射薬等
2 投薬期間に上限が設けられている医薬品



(1)ハ 新医薬品

コムクロシヤンプー 0.05%, カナリア配合錠, アトーゼット配合錠 HD, アトーゼット配合錠 LD, アイセントレス錠 600mg, スージャヌ配合錠, オデフシイ配合錠, ジェミーナ配合錠 (1回の投薬量が30日以内である場合に限る), トラディアンス配合錠 AP, トラディアンス配合錠 BP, メトアナ配合錠 HD, メトアナ配合錠 LD, ジャルカ配合錠, ピクタルビ配合錠, ロソーゼット配合錠 HD, ロソーゼット配合錠 LD, テリルジー 100 エリプタ 14 吸入用, テリルジー 100 エリプタ 30 吸入用, シムツェザ配合錠, アイバータ配合点眼液, ドウベ

イト配合錠及びピフェルトロ錠 100 mg

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等（保医発 0121 第 1 号）

(p.510 右段 16 行目 / p.519 左段最下行の次に挿入)

→ドウベイト配合錠

本製剤の特殊性に鑑み、本製剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮する。(令 2 保医発 0121・1)

→ピフェルトロ錠 100mg

本製剤の特殊性に鑑み、本製剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いに

おいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮する。(令 2 保医発 0121・1)

(p.1523 左段下から 22 行目 / p.1537 左段 23 行目の次に挿入)

→揭示事項等告示の一部改正について

新医薬品（医薬品医療機器等法第 14 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する新医薬品をいう）については、揭示事項等告示第 10 第 2 号(1)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14 日分を限度とする）が適用されるが、揭示事項等告示の改正によって、新たにドウベイト配合錠及びピフェルトロ錠 100mg が当該制限の例外とされた。

(令 2 保医発 0121・1)